

## 障害者総合支援法に基づく生活介護の報酬算定に関する Q&A

Q1	障がい特性による配慮の時間は実績記録票にどのように記載したらよいか。
A	サービス提供時間は実際にサービスを提供していた時間で記載し、算定時間の欄に配慮に係る時間を上乗せし記載する。また、備考欄に配慮により何時間上乗せしたのかを記載する。
Q2	基本報酬がサービス提供時間ごとに区切られることになるが、中抜けで他のサービスを利用する場合は、どのように請求したらよいか。
A	<p>生活介護の終了時間を中抜けした時間分早めて、その旨を実績記録票の備考欄に記載する。</p> <p>例)午前9時から午後4時まで生活介護を利用しており、そのうち11時から13時まで外出のためのサービスを利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護事業所の請求 …午前9時から午後2時までの時間で請求し、備考欄に「11時から13時まで他のサービス利用のため終了時間を2時間短縮」と記載する</li> <li>・他のサービスの請求 …通常の利用時間で請求</li> </ul>
Q3	体調不良等により利用者が早退したが、実際のサービス提供時間のみの請求になるか。
A	体調不良等の突発的な短時間利用の場合は、個別支援計画に基づく標準的なサービス提供時間で請求する。
Q4	平日の営業時間が9時～16時(7時間)の事業所において、土日祝日の営業時間を9時～12時(3時間)としている場合、平日と同様に、サービス提供時間を7時間として算定して良いか。
A	土日祝日のサービス提供時間を、平日より短時間としている場合には、現にサービスを提供した時間(この場合においては3時間)で報酬を算定すること。